

労働者派遣法に基づくマージン率の公開について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)が改正され、第23条5項の定めにより、情報提供が義務付けられました。

事業年度の開始日及び当該事業年度の終了日 令和1年10月1日～令和2年9月30日	
1, 派遣労働者の数	54人 (1日平均)
2, 派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	93社
3, マージン率 ※少数点第2位以下四捨五入	32.2%
4, 教育訓練に関する事項	社内マナー・電話対応・ビジネス文書・パソコン基本操作
5, 労働者派遣の料金 1日(8時間あたり)の平均	13,657円
6, 派遣労働者の賃金 1日(8時間あたり)の平均	9,258円
7, 当社では雇入時・派遣開始時・派遣料金額の変更時において、個々の派遣労働者に対し、書面を交付する方法により、派遣料金の平均額を明示します。	
派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージンには下記事項が含まれております。 資格取得支援および教育研修費用 オフィス賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用営業利益 等	

キャリアコンサルティング相談窓口 坂野井 亮
03-5711-7617

株式会社ジンフィールド
人材派遣業 厚生労働大臣許可 派13-301775